

○東京藝術大学未来創造継承センター規則

〔 令和 4 年 5 月 9 日
制 定 〕

（設置）

第 1 条 この規則は、東京藝術大学学則第 22 条の規定に基づき、東京藝術大学未来創造継承センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第 2 条 センターは、芸術資源の保存、活用及び継承並びにそれらを通じた新たな表現・概念の開拓に係る調査・研究を行うとともに、全国の大学の教員その他の者の共同利用に供することを目的とする。

（職員）

第 3 条 センターに、教授、准教授、講師、助教、助手及びその他必要な職員を置くことができる。

（センター長）

第 4 条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

3 センター長の資格、選考及び任期については、別に定める。

（運営委員会）

第 5 条 センターに、センターの管理運営に関する次の重要事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（1）センターの教育研究計画に関する事項

（2）センター職員の人事に関する事項

（3）その他センターの運営に関する重要事項

2 運営委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。

3 運営委員会は、議長及び次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

（1）センター専任教員

（2）各学部・研究科教授会構成員から選出された教員 若干名

（3）その他センター長が必要と認めた者

4 前項第 2 号から第 3 号の委員は、学長が任命する。

5 第 3 項第 2 号から第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（共同利用・共同研究拠点運営委員会）

第 6 条 センターに、センターの共同利用・共同研究の実施に関する運営の方法その他必要な事項について審議するため、共同利用・共同研究拠点運営委員会を置く。

2 共同利用・共同研究拠点運営委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同利用・共同研究拠点課題等審査委員会)

第6条の2 センターの共同利用・共同研究に係る課題等を募集し、及び審査するため、共同利用・共同研究拠点課題等審査委員会を置く。

2 共同利用・共同研究拠点課題等審査委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年5月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 東京藝術大学芸術資源保存修復研究センター要項は、廃止する。